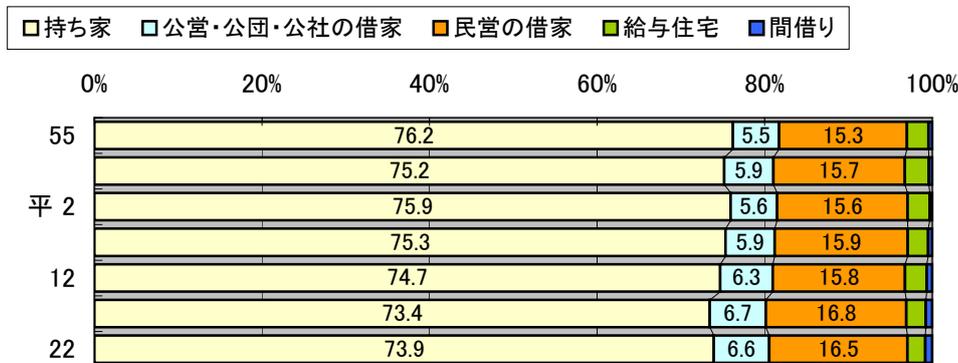


住宅の所有の関係別世帯数

- ・持ち家が、住宅に住む一般世帯の7割以上を占める。
- ・各年、住宅に住む一般世帯の割合の変動は少ない。

住宅の所有関係別住宅に住む一般世帯の割合の推移



住宅の所有関係別住宅に住む一般世帯の割合の推移

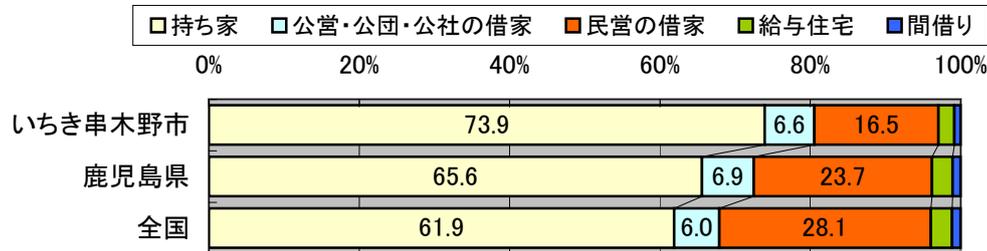
年次	総数	一般世帯							住宅以外に住む一般世帯
		住宅に住む一般世帯						間借り	
		主世帯				給与住宅			
		総数	持ち家	公営・公団・公社の借家	民営の借家				
世帯数									
昭30	9,263	9,245	9,107	7,926	(925)	256	138	18	
35	9,595	9,589	9,464	8,053	(1152)	259	125	6	
40	9,975	9,950	9,870	8,085	(1555)	230	80	25	
45	10,420	10,418	10,363	8,236	490	1,391	246	55	2
50	10,979	10,976	10,936	8,495	477	1,653	311	40	3
55	11,588	11,581	11,529	8,825	638	1,769	297	52	7
60	12,063	11,995	11,947	9,017	705	1,882	343	48	68
平 2	12,364	12,170	12,135	9,241	676	1,896	322	35	194
7	12,436	12,395	12,335	9,336	728	1,969	302	60	41
12	12,655	12,614	12,531	9,422	792	1,991	326	83	41
17	12,640	12,605	12,507	9,258	844	2,114	291	98	35
22	12,270	12,227	12,126	9,039	810	2,016	261	101	43
構成比(%)									
30	—	100.0	98.5	85.7	(10.0)	2.8	1.5	—	
35	—	100.0	98.7	84.0	(12.0)	2.7	1.3	—	
40	—	100.0	99.2	81.3	(15.6)	2.3	0.8	—	
45	—	100.0	99.5	79.1	4.7	13.4	2.4	0.5	—
50	—	100.0	99.6	77.4	4.3	15.1	2.8	0.4	—
55	—	100.0	99.6	76.2	5.5	15.3	2.6	0.4	—
60	—	100.0	99.6	75.2	5.9	15.7	2.9	0.4	—
平 2	—	100.0	99.7	75.9	5.6	15.6	2.6	0.3	—
7	—	100.0	99.5	75.3	5.9	15.9	2.4	0.5	—
12	—	100.0	99.3	74.7	6.3	15.8	2.6	0.7	—
17	—	100.0	99.2	73.4	6.7	16.8	2.3	0.8	—
22	—	100.0	99.2	73.9	6.6	16.5	2.1	0.8	—

※昭和55年まで普通世帯数、昭和60年から一般世帯数

〔鹿児島県・全国との比較〕

- ・鹿児島県・全国に比べ、持ち家比率が高く、民営借家の比率が低い。
- ・持ち家比率は全国(61.9%)を12.0ポイント、鹿児島県(65.6%)を8.3ポイント上回る。

住宅の所有関係別住宅に住む一般世帯の県・国との比較(平成22年)



住宅の所有関係別住宅に住む一般世帯の県・国との比較(平成22年)

区分	いちき串木野市		鹿児島県		全国	
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
住宅に住む一般世帯	12,227	100.0	719,258	100.0	51,054,879	100.0
主世帯	12,126	99.2	711,544	98.9	50,477,548	98.9
持ち家	9,039	73.9	471,771	65.6	31,594,379	61.9
公営・公団・公社の借家	810	6.6	49,605	6.9	3,069,946	6.0
民営の借家	2,016	16.5	170,495	23.7	14,371,457	28.1
給与住宅	261	2.1	19,673	2.7	1,441,766	2.8
間借り	101	0.8	7,714	1.1	577,331	1.1

〔用語の解説〕 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

〔用語の解説〕 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯—「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家—その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合